

2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フロンティアハウス
(コード番号 5528 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 佐藤勝彦
問 合 せ 先 取締役 CMO 古谷幸治
T E L 045-319-6345(代)
U R L <https://www.frontier-house.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 9 月 28 日開催予定の第 28 回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化及び多様化に対応するとともに、当社子会社と当社の事業目的を共通化して整合性のある管理をするために、現行定款第 2 条(目的)を変更及び追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 経営体制の明確化を目的とし、代表取締役の選定規定を変更することに伴い、現行定款第 21 条(代表取締役及び役付取締役)を変更するものであります。
- (3) (2)の変更に伴い、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を定める現行定款第 14 条(招集権者及び議長)並びに現行定款第 22 条(取締役会の招集権者及び議長)を変更するものであります。
- (4) 業務執行体制を明確にするために、変更案第 22 条(業務執行)を新設するものであります。
- (5) その他上記変更に伴い、条数や一部字句の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1. ～ 9. (条文省略)	1. ～ 9. (現行どおり)
10. 自然エネルギー等による発電に係る設備の設置、運用、保守管理及び売電事業	10. 自然エネルギー等による発電に係る設備の設置、運用、保守管理及び売電事業並びに <u>その他付帯する周辺事業</u>
11. ～18. (条文省略)	11. ～18. (現行どおり)
(新設)	19. <u>GX(グリーントランスフォーメーション)に関するサービスの提供、コンサルティング業務及びその他付帯する周辺事業</u>
(新設)	20. <u>無人航空機(ドローン等)を使用した測量・調査業務及びその他付帯する周辺事業</u>
19. (条文省略)	21. (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>代表取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 (条文省略) (新設) ②<u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (新設) (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第23条～第36条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) ②<u>代表取締役は、社長とする。</u> ③<u>必要に応じて、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (業務執行) 第22条 <u>代表取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は代表取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し日常業務の執行にあたる。</u> ②<u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が代表取締役社長の業務を代行する。</u> (招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>代表取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第37条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2026年9月28日(予定)
2026年9月28日(予定)

以 上